

令和5年12月12日(火)  
市民部

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、  
市民部の所管する部分について

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、  
市民部の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明  
申し上げます。

今回の給与改定につきましては、本年8月の人事院勧告に引き続き、  
10月の滋賀県人事委員会からの勧告に基づき、常勤職員及び会計年  
度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

また、新たな人事給与制度として、より発展した人事給与制度を実施  
するにあたり、国家公務員の俸給表と水準の均衡を図るため、給料表の  
改定を行うものです。

資料「令和5年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を  
申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、1.11%、平均引上額は、3,427円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和5年4月1日にさかのぼって遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和5年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

令和6年度における期末・勤勉手当については、令和5年度12月に引き上げた月数を、令和6年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

よって、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げするものです。

4ページ目をお願いいたします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は0.86%となり、給与改定額は3,351円となるものであります。

5ページ目をお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が2億4,300万円余りであり、より発展した人事給与制度に伴う影響額が460万円余りであるため、合計2億4,800万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、地方自治法の改正によって令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より新たに勤勉手当を支給するものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。なお、これまで、会計年度任用職員については、改定の適用時期を翌年度からとしておりましたが、国の指針等が改正され、改定の実施時期を含めて常勤職員の給与改定に準じるよう努めるとされたことを踏まえ、常勤職員と同様に、適用の時期

を令和5年4月に遡及して改定を行うものです。

なお、行政職給料表の改定額は月額8,700円から12,000円となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

(2)の期末手当につきましては、令和5年度分として、現行の2.55月から滋賀県に準じて0.05月引き上げ、年間で2.60月の支給とします。また、令和6年度以降は、正規職員と同様の月数である2.45月で支給するものであります。これは、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた月数について減じることによるものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3)の勤勉手当については、令和6年度より年間2.05月で新たに支給を開始するものであります。月数は正規職員と同様であります。

10ページ目をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、令和5年度においては、給料・報酬が2億6600万円余り、期末手当が3500万円余り、合計で3億200万円余りの増額となるものであります。

令和6年度においては、期末手当が2200万円余りの減額、勤勉手当が6億1100万円の増額となり、差し引きで5億8800万円余りの増額となります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約48万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

続いて、一般会計予算補正説明書の説明でございます。

最初に、歳入でございます。

28ページをお願いします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金、説明欄「学校施設環境改善交付金」は、瀬田東小学校屋外トイレ増築工事にかかる交付金であります。

30ページをお願いします。

款22諸収入、項4雑入、目4雑入、節2総務費雑入、説明欄「埋蔵文化財包蔵地発掘調査費負担金」は、宅地造成などの開発工事に伴う発掘調査のための原因者負担金であります。

以上、歳入の説明といたします。

次に、歳出について、ご説明いたします。

38ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目19自治振興費、説明欄2「生活安全推進費」から説明欄5「会計年度任用職員雇用経費」まで会計年度任用職員の経費であります。

次に、目20支所費、説明欄2「支所維持管理運営費」も、同じく会計年度任用職員の経費であります。

目21市民交流費、説明欄2「文化施設管理運営費」も、会計年度任用職員の経費であります。

目22スポーツ振興費、説明欄2「スポーツ施設管理運営費」も、会計年度任用職員の経費であります。

一つ飛びまして、説明欄4「スポーツ施設整備費」は、大津大石淀グラウンド・ゴルフ場開設に向けた工事経費であります。

目23消費生活センター費、説明欄2「消費生活センター管理運営費」も、会計年度任用職員の経費であります。

目24文化財保護費、説明欄2「文化財保護管理運営費」も、会計年度任用職員の経費であります。

説明欄3「埋蔵文化財発掘調査受託費」は、開発工事等に伴い受託した発掘調査の作業員等の経費であります。

目25博物館費、説明欄2「博物館管理運営費」も、会計年度任用職員

の経費であります。

40ページをお願いします。

中段、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、説明欄2「住居表示整備推進費」及び説明欄3「戸籍住民基本台帳事務管理費」も、会計年度任用職員の経費であります。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

戻りまして、5ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正、追加の表中、款2総務費、項1総務管理費、「市民センター施設事業費」は、伊香立市民センターの整備工事に必要な木材のうち、構造材の全量を令和6年3月までに材工分離発注により先行して調達する予定でしたが、今年度実施の木材調達支援業務における調査の結果、業者が保有する伊香立産木材やびわ湖材では、必要な規格及び量の木材を確保することが困難であると判明したため、今年度に伐採される原木も製材の上で納品する必要性が生じたことから、乾燥等の工程に要する期間を考慮し、繰り越すものであります。

続いて、債務負担行為について、ご説明いたします。

6ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正、追加の表中、事項欄1段目、「市民会館管理運営事業費」は、議案第163号「指定管理者の指定について」に関

連する市民会館の指定管理委託料に係る債務負担行為であり、期間を令和6年度から令和8年度の3年間とし、限度額を1億8,149万7千円に設定するものであります。

事項欄2段目、「大谷乗馬場管理運営事業費」は、議案第168号「指定管理者の指定について」に関連する大谷乗馬場の指定管理委託料に係る債務負担行為であり、期間を令和6年度から令和8年度の3年間とし、限度額を505万2千円に設定するものであります。

歳入、歳出の説明は以上でございます。

以上、議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、市民部が所管する部分についての説明であります。

ご審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。